

せたがや子どもの未来応援気づきのシート

大半の子どもたちと同じような利益や機会を得られない「相対的貧困」*1)にある子どもは、日本では平成27年の時点で約7人に1人にのぼります（国民生活基礎調査による）。子どもの貧困は、外から見えにくいという難しさがあり、様々な要因が複雑に重なり、子どもとその家庭だけでは解決できない課題もあります。子どもの貧困は、生きる、守られる、育つ、参加するといった「子どもの権利」の保障の観点からも重要な課題です。

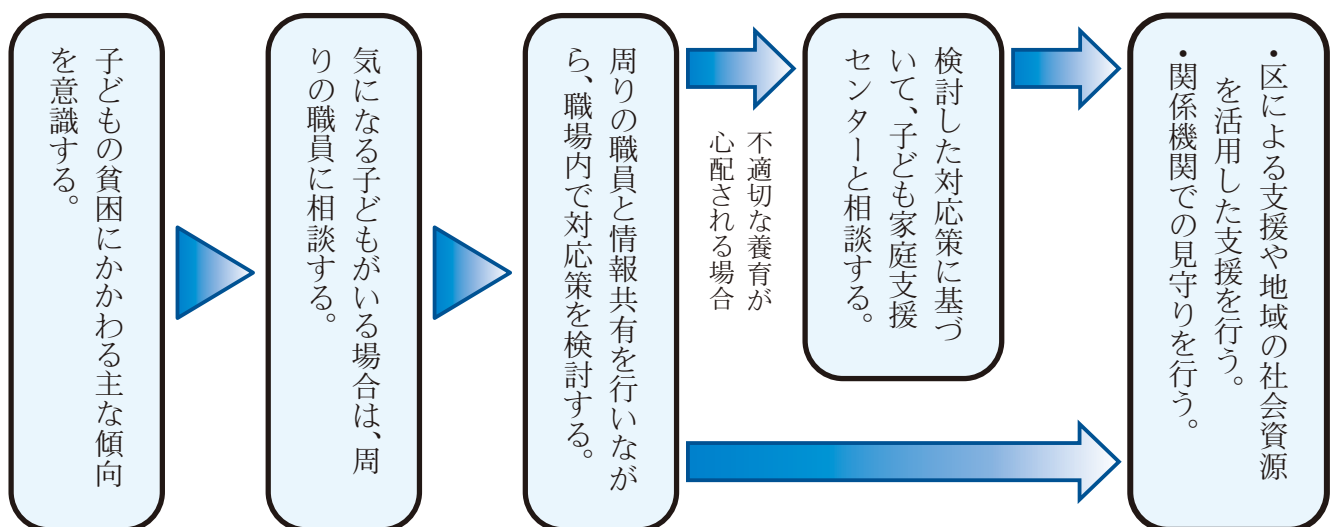
区では、子どもの貧困対策として様々な支援を行っており、保育園、児童館、学校など日常的に子どもにかかわる機関から必要な支援につないでいただいています。今般の児童福祉法の改正により、要支援児童*2)を把握した関係機関は区市町村に情報提供するよう努めることになる等、支援が必要な子どもたちをより早期に支援につなげることが求められています。子どもにかかわる機関の皆様が子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識していただくことでさらなる気づきを促し、職場内で共有して、経済的理由により生活上の困難があり、支援を必要としている子どもたちを早い段階からめれなく支援につないでいただくことができるよう、このシートを作りました。

- * 1) 「相対的貧困」…その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活が出来ない状態にあること
(参考)「絶対的貧困」…基本的な衣食住のニーズを満たすことが困難な状況にあること
* 2) 「要支援児童」…児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

気づきのシートの コンセプト

- ・子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識する
- ・見落としやすい、経済的理由により生活上の困難がある子どもに気づく手助けに
- ・気になる子どもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけに

使い方イメージ



【使用上の留意事項】※使い方ガイドラインを必ずご一読ください。

- ・傾向に当てはまるからといって、必ずしも「生活困難」であるとは限りません。
 - ・傾向に当てはまる数のみで「生活困難」であるかどうかの判断はできません。
 - ・傾向に当てはまるかどうか、直接、子どもや保護者に確認しないでください。
 - ・「生活困難」にあるとのレッテル貼りにならないように注意してください。
- ※デリケートな問題があるので、細心の注意を払ってください。

1 子どもの貧困にかかわる主な傾向

東京都による「子供の生活実態調査」の結果等をもとに、経済的理由により生活上の困難がある子どもに多く見られた傾向を掲載しているので参考としてください。

あくまで目安のひとつです

<未就学児>

	主な傾向（参考）	
持ち物	a. いつも同じ服を着ている b. 靴、洋服のサイズが合っていない	c. 年齢に合うおもちゃが家がない
食生活・健康	a. むし歯が多い b. いつも空腹の様子である	c. 医療機関になかなか行かない d. 朝食を食べてこないことがある
家族とのかかわり	a. 親子の会話が少ない b. 家族旅行に行かない	

<小・中学生、高校生世代>

	主な傾向（参考）	
持ち物	a. いつも同じ服を着ている b. 靴、洋服のサイズが合っていない	c. スポーツ用品を持っていない（小中） ※貧困家庭であってもスマートフォンを持っている場合がある
学習・活動	a. 学校の授業があまり理解できていない b. クラブ活動に参加していない、途中で退部した（中高） c. 学校以外ではほとんど勉強しない d. 学校以外の教材を持っていない e. 習いごとや塾に行っていない	f. 高校卒業後の進学に消極的である g. 毎日長時間ゲーム機で遊んでいる（貧困家庭もゲーム機を持っている場合がある） h. アルバイトをしている（高校生）
食生活・健康	a. むし歯が多い b. いつも空腹の様子である c. 医療機関になかなか行かない	d. 朝食を食べてこないことがある e. カップ麺・インスタント麺を日常的に食べている f. 友人とうまくかかわれず悩んでいる
家族とのかかわり	a. 閉館後もなかなか家に帰らない（児童館） b. 親子の会話が少なく、家庭のことを話したがない c. 親からおこづかいをもらっていない	d. クリスマスプレゼントやお年玉を親からもらっていない e. 家族旅行に行かない f. 親の帰りが遅く、子どもだけで夜遅くまで過ごすことが多い

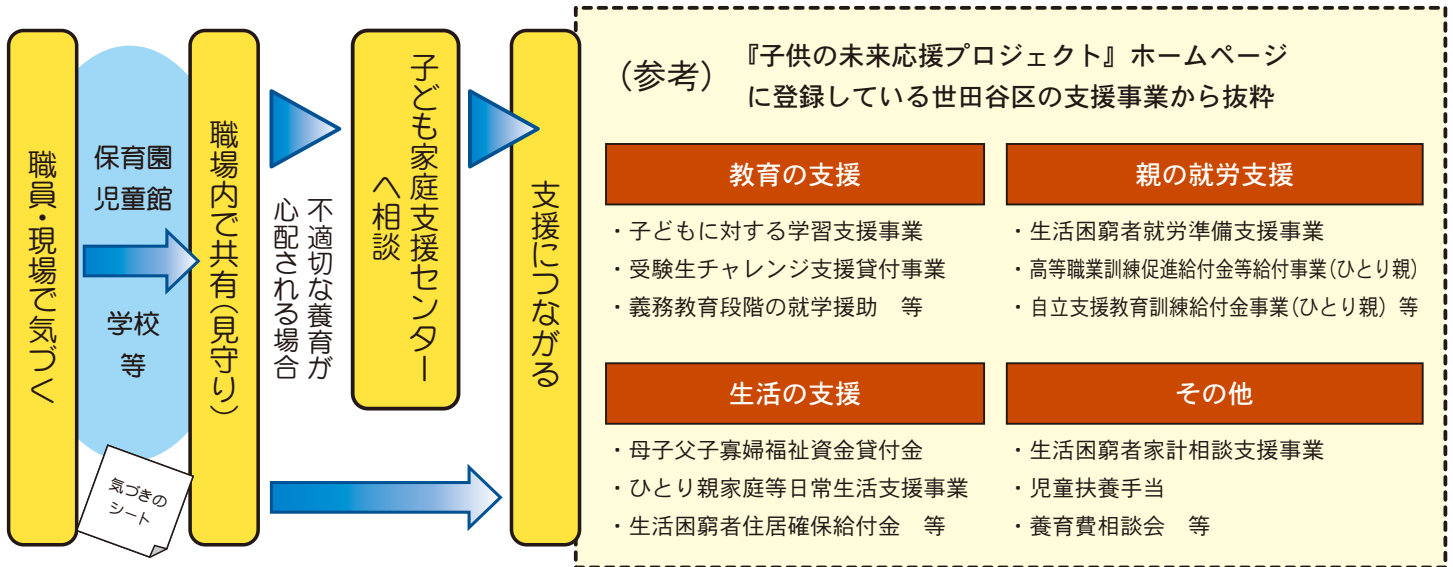
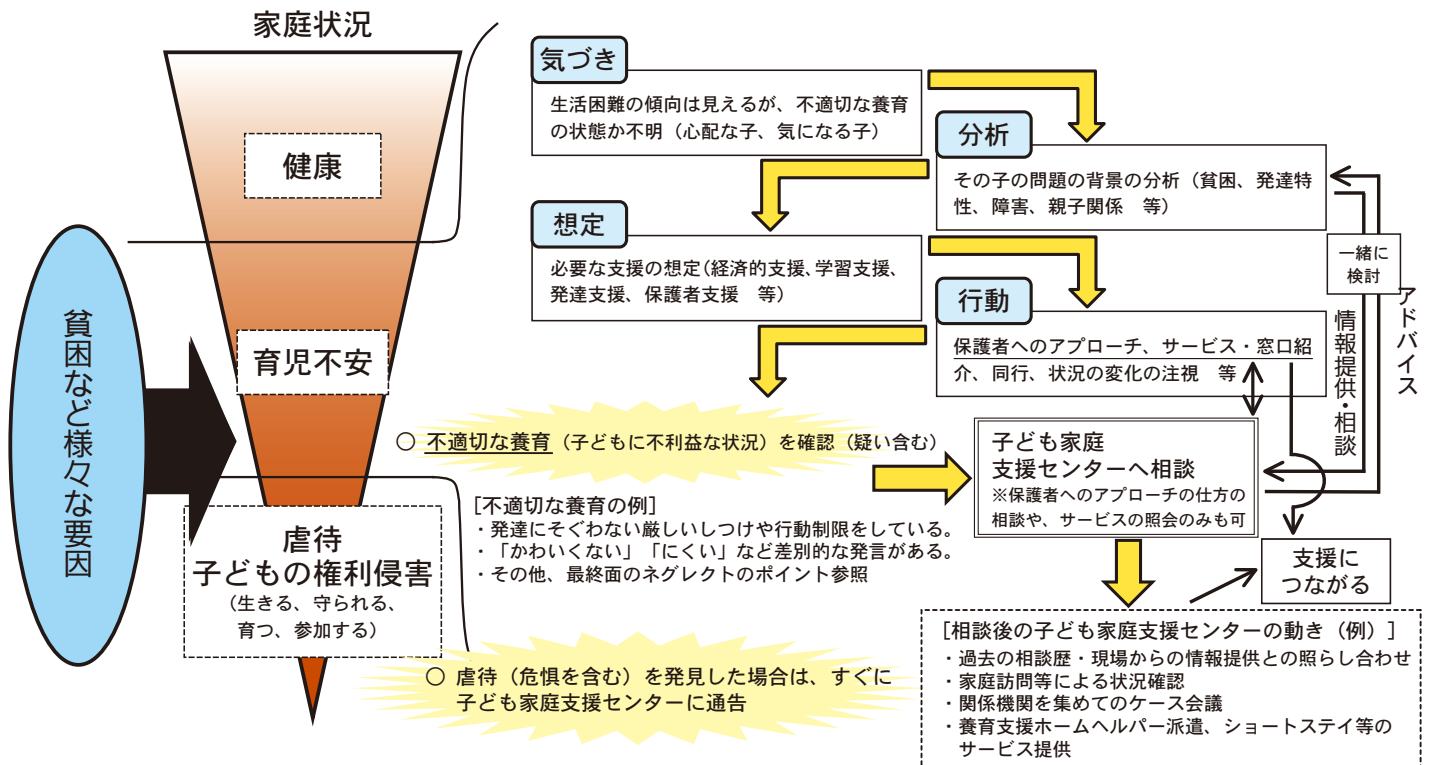
<保護者や世帯の状況（各世代共通）>

	主な傾向（参考）	
保護者の状況	a. 園や学校の行事に保護者が参加しない b. 子どもの学習に非協力的、無関心である（小中高）	c. 子どもを校外学習や学校行事に参加させない d. DVがある（あった）
世帯の状況	a. ひとり親世帯である b. 保育料、給食費、教材費、校外学習費、修学旅行費、学校納付金等が払えないことがある	c. 就学援助を受給している（小中） d. 奨学金を受けている（高校生） e. 自宅に勉強する場所がない（小中高）

2 “気づき”から相談、支援へ

支援への“つなぎ方”イメージ

※あくまでも目安です。



※各支援事業の詳細は、以下のホームページまたは、シートの使い方ガイドラインの6ページ以降をご参照ください。

内閣府 子供の貧困対策『子供の未来応援プロジェクト』

国は、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざして、“子供の未来応援プロジェクト”を展開しています。同ホームページでは様々な情報を発信しており、各自治体の支援情報を検索することができます。

世田谷区は平成29年9月現在、41事業を登録しています。

<世田谷区の登録事業の検索方法>

- ① 子供の未来応援プロジェクト で **検索** またはQRコードからホームページへアクセス
- ② 私が受けられる支援は? をクリック
- ③ 「支援の種別」または「悩みごと」のいずれかをチェックの上、自治体名に「東京都」「世田谷区」を入力して、**検索結果を表示する** をクリック



3 子どもの虐待に気づくための主なポイント（ネグレクトの観点から）

※ネグレクト（保護者が子どもの健康や安全配慮を著しく怠ること）は、貧困と密接にかかわるとされています。

- a. 身体や衣服の汚れ、独特な生活臭など不衛生さが目立つ
- b. 怪我などの手当がなされず、なかなか医療機関を受診しない
- c. 大人の反応を試すような行動がある
- d. 保護者が子どもとのかかわりを嫌悪する、子どもに関心がない
- e. 保護者が居宅内の乱雑さや不衛生さを気にする様子がない
- f. 保護者が自身のことを優先したがり、連絡もなかなかつかない
- g. 保護者が他の保護者とかわることを極端に嫌う

参考 世田谷区「子ども虐待防止ハンドブック」 東京都教育委員会「児童虐待防止研修セット」

子どもの支援に関する相談窓口

〈子ども家庭支援センター〉（月～金 8:30～17:00 ※土日・祝日・年末年始を除く）

せたがや子ども家庭支援センター

世田谷4-22-33（世田谷総合支所内）

・生活支援課 5432-2848

きたざわ子ども家庭支援センター

松原6-3-5（北沢保健福祉センター内）
（北沢保健福祉センターは、平成30年5月に北沢タウンホールへ移転予定です。）

・生活支援課 3323-9906

たまがわ子ども家庭支援センター

玉川1-20-21（玉川総合支所二子玉川庁舎内）

・生活支援課 3702-2173

きぬた子ども家庭支援センター

成城6-2-1（砧総合支所内）

・生活支援課 3482-5271

からすやま子ども家庭支援センター

南烏山6-22-14（烏山総合支所内）

・生活支援課 3326-6155



※要支援児童の情報提供について

児童福祉法の改正（平成28年10月施行）により、要支援児童を把握した児童福祉施設、学校、保育園、幼稚園等の関係機関は区市町村に情報提供するよう努めることになりました。また、関係機関が要支援児童に関して知り得た情報を本人の同意を得ないで区市町村に提供することは、例外的に、個人情報保護法違反にあらたないこととされています。

〔要支援児童：児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童〕